

風土記の「残存本文について」

著者	廣岡 義隆
雑誌名	三重大学日本語学文学
巻	17
ページ	23-36
発行年	2006-06-24
URL	http://hdl.handle.net/10076/6643

風土記の「残存本文」について

廣岡義隆

○キーワード＝逸文、五風土記、和泉用法、本文校訂、原本復元

はじめに

当稿は、上代文学会の「風土記の可能性を考える会」第六回研究発表会（於植山女学園大学）で二〇〇五年五月二八日に発表した時の「資料」に基づいている。研究発表会「風土記の可能性を考える会」は、上代文学会叢書『風土記の可能性』（注1）の刊行をめざしたものであり、同叢書へは、文献総論として「風土記本文の復元について」を提出した（以下、これを「叢書稿」と呼ぶ。当稿はこの叢書稿と姉妹篇をなすものであり、叢書稿で活用しなかった「資料」を中心にし、若干の言及を加えたものである。当初、題名に「資料」と冠する予定であったが、若干の言及を加えたので、「資料」の頭書ははずしたが、「資料」を中心にした資料稿であり、自分自身の整理のために、ここにまとめておくものである。

叢書稿で「残存本文」のタームを使用し、当稿では標題として使用しているこの「残存本文」の語について、当稿でもまず

明確にしておきたい。

五風土記に本文として存在はするものの「逸文」所収文献にも載っている本文をここで「残存本文」と称した。即ち「逸文」とは、原本（あるいはその一部）が散逸してしまい、元の姿では伝来していない文献で、他の本に引用されることによつて、その散逸部分が復元できる文章を言うものであり（注2）、完本でなくても独立した本の形で残存している文献の本文箇所にも「逸文」は存在しない。そうした意味で、「残存本文」の語を使用するものであり、「残存本文」とは五風土記本文の一異本ということになる。以下、この五風土記別に、「残存本文」を掲げる（注3）。なお、原文引用中「キッコ」で括弧で示している箇所は割注本文であることを示すものであり、「×」印はその箇所に本文が存在しないことを意味するものである。

『播磨國風土記』三條西家本

『播磨國風土記』の根本写本と言って良い三條西家本（注4）と、「残存本文」を収載する『釈日本紀』（注5）、『萬葉集註釈』

(注6)、『塵袋』(注7)の該当本文とを對比した。その對比箇所は次の九条になる。

- ①賀古郡「益氣里」条(前田家本『釈日本紀』卷五「天浮橋」条)
- ②揖保郡「香山里」条(時雨亭本『萬葉集註釈』第一、二三番歌条)
- ③揖保郡「鷓住山」条(印融筆本『塵袋』第三「鷓首」条)
- ④揖保郡「上岡里」条(時雨亭本『萬葉集註釈』第一、二三番歌条)
- ⑤揖保郡「韓荷嶋」条(仁和寺本『萬葉集註釈』第四、九四三番歌条)
- ⑥揖保郡「萩原里」条(仁和寺本『萬葉集註釈』第八、三四五番歌条)
- ⑦揖保郡「粒丘」条(前田家本『釈日本紀』卷十「熊神籬一具」条)
- ⑧讚容郡「引船山」条(印融筆本『塵袋』第三「鷓」条)
- ⑨安禾郡「御方里」条(前田家本『釈日本紀』卷十「熊神籬一具」条)

① 益氣里〔土中上〕所以号宅者大帶日子
命造御宅於此村故曰宅村此里有山名曰斗形山以石作斗与乎氣
故曰斗形山有石橋傳云上古之時此橋至天八十人衆上下往來故
曰八十橋(賀古郡「益氣里」条)

播磨國風土記曰賀古郡益氣里XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
XX
XX
XX
XX
曰八十橋(『釈紀』卷五「天浮橋」条)

② 香山里(本名鹿来墓) 土下上 所以号鹿来
墓者伊和大神占國之時鹿来立於山々々々亦是似墓故号鹿来墓
後至道守臣爲宰之時乃改名爲香山 家内谷 即是香山之谷形

如垣廻故号家内谷(揖保郡「香山里」条)
播磨國風土記云 香山里〔本名鹿来墓〕土下上×所以号鹿来
墓者伊和大神占國之時鹿来立於山々々々亦是似墓故号鹿来墓
後至道守臣爲宰之相乃改名爲香山×家内谷×即是香山之谷形
如垣廻故号家内谷云々(『萬註』第一、一三番歌条)

③ 鷓住山××所以號鷓住者昔鷓住多×此山
故因爲名(揖保郡「鷓住山」条)
播州記二八揖保郡二鷓住山アリ×××××昔鳥多ク栖此山
故云尔(『塵袋』第三「鷓首」条)

④ 出雲國阿菩大神聞大倭國畝火×香山×耳梨三山相闕此欲諫止
上來之時到於此處乃聞闕止覆其所乘之船而坐之故号神阜々形
似覆 上岡里〔本林田里〕土中下(揖保郡「上岡里」条)
三山者畝火 香山 耳梨山也見風土記(『萬
註』第一、一三番歌条)

⑤ 韓荷嶋韓人破船所漂之物漂就於此嶋故号韓荷
嶋(揖保郡「韓荷嶋」条)
播磨國風土記云韓荷嶋韓人破船所漂之物漂就於此嶋故云韓荷
嶋云々(『萬註』第四、九四三番歌条)

⑥ 萩原里〔土中々〕右所以名萩原者息長帶日賣
命韓國還上之時御船宿於此村一夜之間生萩根高一丈許仍名萩

原即關御井故云針間井（揖保郡「萩原里」条）

播磨國風土記云萩原里（土中×）右所以名萩原者息長帶日賣一命韓國還上之時御船宿於此村一夜之間生萩根高一丈許仍名萩原即關御井故云針間井（已上）〔萬註〕第八、二四三三五番歌条）

⑦

天日槍命從韓國度來到×於宇頭川底而乞宿處於葦原志舉乎命曰汝爲國主欲得吾所宿之處志舉即許海中尔時客神以劔攪海水而宿之（揖保郡「粒丘」条）

播磨國風土記曰天日槍命從韓國度來到於宇頭河底而乞宿處於葦原志舉乎命曰汝爲國主欲得吾所宿之處志舉即許海中尔時客神以劔攪海水而宿之〔積紀〕卷十「熊神籬一具」条）

⑧

住鵠××一云韓國鳥栖枯木之穴春時見×夏不見（讚容郡「引船山」条）

播磨國ノ風土記ヲミレハ佐郡ニ船引山ト云フ山アリ此ノ山ニ有鵠鳥世俗云韓國鳥栖枯木ノ穴春ハ見之夏不見〔塵袋〕第三「鵠」条）

⑨

天日槍命之黒葛皆落於但馬國故与但馬伊都志地而在之（宍禾郡「御方里」条）

又曰天日槍命之黒葛皆落於但馬國故占但馬伊都志地而在之〔積紀〕卷十「熊神籬一具」条）

この内、「來」「來」という字形上の違いなど、無視して良い相違は別として、留意すべき相違箇所を挙げると、次の九ヶ所になる。

1 山々岑々（三條西家本②）

山々岑々（萬葉集註釈）

2 住多×（三條西家本③）

多ク栖（塵袋）

3 故因爲名（三條西家本③）

故云尔（塵袋）

4 故号（三條西家本⑤）

故云（萬葉集註釈）

5 〔土中々〕（三條西家本⑥）

〔土中×〕（萬葉集註釈）

6 到×（三條西家本⑦）

到来（積日本紀）

7 川底（三條西家本⑦）

河底（積日本紀）

8 春時見×夏不見（三條西家本⑧）

春×見之夏不見（塵袋）

9 故与（三條西家本⑨）

故占（積日本紀）

叢書稿では、「事例8」について言及した。「事例9」は「与」と「占」との行書形が近いところからの誤字である。

嶋〔『釈紀』卷十五「血鹿嶋」条〕

『肥前國風土記』には特記するほどの箇所はない。

『豊後國風土記』時雨亭本

『豊後國風土記』時雨亭本（注11）と「残存本文」との対比箇所は次の二条である。

①直入郡「球罩郷」条

（前田家本『釈日本紀』卷六「閩籠」条）

（仁和寺本『萬葉集註釈』第二、一〇四番歌条）

②大野郡「海石榴市・血田」条

（前田家本『釈日本紀』卷十三「海石榴市巷」条）

①

球罩郷〔在郡北〕／北村有泉××××

××同天皇行幸之時奉服之人擬於御飲令汲泉水即有蛇籠〔謂於箇魚〕猶茲 天皇勅云必將有衆莫令汲用因斯名曰泉因爲名今謂球罩郷者訛也〔直入郡「球罩郷」条〕

豊後國風土記曰直入郡球罩郷〔在郡北〕×此村有泉纏向日代宮御宇天皇行幸之時奉膳之人擬於御飲令汲泉水即有蛇籠〔謂於箇魚〕於茲×天皇勅云必將有衆莫令汲用因斯名曰泉因爲名今謂球罩郷者訛也〔『釈紀』卷六「閩籠」条〕

豊後國風土記云球珠郡球罩郷××××此村有泉×××××同天皇行幸之時奉膳之人擬於御飲令汲泉水即有蛇籠〔謂

於箇羨〕於茲×天皇勅云必將有衆莫令汲用因斯名曰泉因爲名今謂球罩郷者訛也云々〔『萬註』第二、一〇四番歌条〕

②

海石榴市 血田〔並在郡南〕／昔者纏

向日代宮御宇 天皇在球罩行宮仍欲誅鼠石窟土蜘蛛而詔君臣代採海石榴樹作椎爲丘即箇猛卒授兵椎以穿山靡草襲土蜘蛛而悉誅殺流血沒踝其作椎之處曰海石榴市〔大野郡「海石榴市・血田」条〕

豊後國風土記曰大野郡海石榴市××××××昔者纏向日代宮御宇×天皇在×軍行宮仍欲誅鼠石窟土蜘蛛而詔君臣伐採海石榴樹作椎爲兵即箇猛卒授兵椎以穿山靡草襲土蜘蛛而悉誅殺流血沒踝其作椎之處曰海石榴市〔『釈紀』卷十三「海石榴市巷」条〕

留意すべき相違箇所を挙げると、次の九ヶ所になる。この本文対照に際し、植垣節也氏「豊後國風土記四本集成」〔注12〕に載る写本から、蓬左文庫蔵尾張本（尾）、天理図書館甲本（天）、細川家永青文庫本（永）を、それぞれ括弧内に示した略称で参照のために掲げた。植垣氏が掲げる「四本」の内、荒木田久老の校本（刊本）は、写本ではなく、研究者としての手で校訂された本文であるので、ここには掲げなかった。

1 北村（時雨亭本①）

北村（天）

北村（尾・永）

- 此村 『『秋日本紀』』
 此村 『『萬葉集註釈』』
 2 同天皇 (時雨亭本①)
 同天皇 (尾・天・永)
 纏向日代宮御宇天皇 『『秋日本紀』』
 同天皇 『『萬葉集註釈』』
 3 奉服 (時雨亭本①)
 奉服 (尾・天・永)
 奉膳 『『秋日本紀』』
 奉膳 『『萬葉集註釈』』
 4 於箇魚 (時雨亭本①)
 於箇魚 (尾・天・永)
 於箇魚 『『秋日本紀』』
 於箇魚 『『萬葉集註釈』』
 5 猶茲 (時雨亭本①)
 猶茲 (尾・天・永)
 於茲 『『秋日本紀』』
 於茲 『『萬葉集註釈』』
 6 有衆 (時雨亭本①)
 有衆 (尾・天・永)
 有臭 『『秋日本紀』』
 有臭 『『萬葉集註釈』』
 7 球軍行宮 (時雨亭本②)
 球軍行宮 (尾・天・永)

× 軍行宮 『『秋日本紀』』

8 君臣 (時雨亭本②)

君臣 (天・永)

群臣 (尾)

郡臣 『『秋日本紀』』

9 代採 (時雨亭本②)

代採 (尾・天・永)

伐採 『『秋日本紀』』

10 丘 (時雨亭本②)

丘 (天・永)

兵 (尾)

兵 『『秋日本紀』』

この内、「事例1〜6」については、かつて言及したところがある(注13)。「事例5」の「猶」は「於」の行書形と近いところからの誤字であり、『豊後國風土記』の誤字を「残存本文」(『秋日本紀・萬葉集註釈』)が訂することになる。この「於茲」については、『豊後國風土記』『肥前國風土記』と『日本書紀』にのみ用いられる接続語であるという指摘が瀬間正之氏にある(注14)。「事例8」の『秋日本紀』に見られる「郡臣」は、尾張本に見られる「群臣」の意味である。古くは「群」「郡」の両字が通用されていた側面があつて『秋日本紀』の「郡臣」の用字があることとなるが、「群臣」の方がもとより良いと言える。しかしながら「郡臣」は、時雨亭本などの「君臣」よりはまだ良いということとは言えよう。次に「事例4」の「羨」は、他本の「魚」

國男女春花開時秋葉黃節相携駢闐飲食齊賽騎步登臨遊樂栖遲
其唱曰〔都久波尼爾阿波等牟等伊比志古波多賀己等岐氣波加
彌尼河須波氣牟也都久波尼爾伊保利尼都麻奈志爾和我尼牟欲
呂波波夜母阿氣奴賀母也〕詠歌甚多不勝載車俗諺云筑波峯之
會不得媾財×兒女不為矣〔筑波郡〕筑波岳 〔條〕

コノユエニ自坂已東諸

國男女春花開時秋葉黃節相携テ××××××××××××××××××
××
×××
×××
×××
×××
×××
會不得媾財者兒女不為矣〔取意〕〔萬註〕第六、一七五三番歌
〔條〕

③ 信太郡〔東信太流海南榎浦流海西毛野河北河内郡〕

〔信太郡四至条〕

茨城郡〔東香嶋郡南佐禮流海西筑波山北那珂郡〕

〔茨城郡四至条〕

行方郡〔東南並流海北茨城郡〕〔行方郡四至条〕

香島郡〔東大海南下総常陸堺安是湖西流海北那賀香島堺阿多

可奈湖〕〔香嶋郡四至条〕

コレヲ案スルニ常陸ノカシマノサキト下総ノウナカミトノア
ハヒヨリトヲクイリタル海アリスエハフタナカレナリ風土記
ニハコレヲ流海トカケリソコノ人ハウチノウミトナムマウス
ソノウミヒトナカレハ鹿嶋郡ト行方郡トノナカニイレリカナ

カレハ行方郡ト下総國ノサカヘヲヘテ信太郡茨城郡マテニイ
レリシカルニカノウチノウミシホノミツトキニハナミコトニ
サカノホルシカレハナミノサカノホル義ニヨリテナサカノウ
ミトイフヘキナリケリナミヲ海人ナトイフコト前々尺スルカ
コトシ〔萬註〕第八、三三九七番歌條

④

以南童子女松原古有年少童子〔俗云加味乃

乎止古加味乃乎止賣〕男稱那賀寒田之郎子女號海上安是之嬢
子並形容端正光華鄉里相聞名聲同存望念自愛心滅経月累日嬢
歌之會〔俗云宇大我岐又云加我昆也〕邂逅相遇于時郎子歌曰
伊夜是留乃阿是乃古麻都尔由布悉氏々と乎布利彌由母阿是古
志麻波母嬢子報歌曰〔宇志乎尔波多々牟追伊問追奈西乃古何
夜蘇志麻加久理和乎彌佐婆志理之〕〔香嶋郡〕童子女松原〔条〕

常陸國風土記曰香嶋郡童子女松原古有年少童子〔俗云加味乃

乎止古加味乃乎止賣〕男稱那賀寒田之郎子女号海上安是之嬢

子並形容端正光華鄉里相聞名聲同存望念自愛心滅経月累日嬢

哥之會〔俗云宇大我岐人云加我昆也〕邂逅相遇于時郎子歌曰

云々×××××××××××××××××××××××××××××××××××××

×××××××××××××××××××××××××××××××××××××

×××××××××××××××××××××××××××××××××××××

×××××××××××××××××××××××××××××××××××××

常陸國風

土記ニ香嶋郡ノ舊聞異事ヲ注ストコロニ海上安是之嬢子歌曰
伊夜是留乃阿是乃古麻都尔由布悉氏々と乎布利彌由母阿是古

志麻波母云々『萬註』第一、三四番歌条

⑤

平津驛家西一二里有岡名曰大櫛上古有人躰極長大
×身居丘壘之上手××××蟹其所食貝積聚成岡時人不朽之義
今謂大櫛之岡其踐跡〔長冊 餘步廣升 餘步尿穴住可升餘步
許〕以下畧之〔那賀郡「大櫛岡」条〕

常陸國ニ大櫛岡ト云フ所アリ風土記ニ云ク上古有人躰極長大
也身居丘壘之上手摎海濱之蟹其所食貝積聚成岡×××××
××××××其踐跡×長三十餘步廣二十餘步尻徑耳升餘步
許ト云ヘリ〔塵袋〕卷五「大人」条

⑥

當其以南泉出坂中×多流尤清謂之曝井縁泉所居村
落婦女夏月會集浣×布曝乾以下畧之〔那賀郡「曝井」条〕

同風土記云當其以南×出坂中水多流尤清謂之曝井縁泉所居村
落婦女×月會集院、布曝乾云云『萬葉緯』所引『萬註』第五
「曝井」条

⑦

多珂之國〔謂建御狹日命者即是出雲臣同属今多珂石城所謂是
也風俗記云蓆枕多珂之國〕〔多珂郡總記条〕

諷詞トモノナカニモ常陸多珂ノ郡ヲハコモマクヲタカノコホ
リトイヘル也〔萬註〕第八、三四〇三番歌条

この内、留意すべき対比箇所は次の十九ヶ所になる。

1 巡狩〔松下見林本①〕

巡将〔萬葉集註釈〕

2 袖垂泉而沾〔松下見林本①〕

袖垂泉而沾〔萬葉集註釈〕

3 使〔松下見林本①〕

×〔萬葉集註釈〕

4 漬×〔松下見林本①〕

清國〔萬葉集註釈〕

5 財×〔松下見林本②〕

財者〔萬葉集註釈〕

6 童子〔松下見林本④〕

童子〔釈日本紀〕

7 形容〔松下見林本④〕

欲容〔釈日本紀〕

8 大〔松下見林本④〕

大〔釈日本紀〕、国史大系本「太」

9 又〔松下見林本④〕

人〔釈日本紀〕

10 ×〔松下見林本⑤〕

也〔塵袋〕

11 手×××××蟹〔松下見林本⑤〕

手摎海濱之蟹〔塵袋〕

12 冊〔松下見林本⑤〕

三十〔塵袋〕

13 尿穴〔松下見林本⑤〕

尻穴〔塵袋〕

14 住 (松下見林本⑤)

徑〔塵袋〕

15 可 (松下見林本⑤)

耳〔塵袋〕

16 泉 (松下見林本⑥)

×〔萬葉緯〕

17 × (松下見林本⑥)

水〔萬葉緯〕

18 夏 (松下見林本⑥)

×〔萬葉緯〕

19 浣 × (松下見林本⑥)

院、〔萬葉緯〕

「事例4・5・8」、「事例11〜15」について、叢書稿で言及している。「事例14」については、本誌掲載拙稿「古典のテクニストについて」を参照されたい。

『出雲國風土記』倉野本

『出雲國風土記』は良い写本に恵まれない。今、倉野本(注17)により、『釈日本紀』に載るその「残存本文」と対比した。その対比箇所は次の五条になる。

① 総記条 (前田家本『釈日本紀』卷二十三、「夜句茂多免」条)

② 意宇郡楯縫郷条

(前田家本『釈日本紀』卷八、「天日隅宮」条「天石楯事」)

③ 意宇郡伊布夜社条 (前田家本『釈日本紀』卷十四、「言屋社」条)

④ 楯縫郡総記条

(前田家本『釈日本紀』卷八、「天日隅宮」条「大社製作事」)

⑤ 出雲郡宇賀郷条 (前田家本『釈日本紀』卷六、「泉津平坂」条)

① 所以芳×雲者八東水臣津野命詔八雲立詔之故云八

雲立出雲 (総記条)

出雲國風土記曰号出雲者八東也臣津野命詔八雲立詔之故云八

雲立出雲 (『釈紀』卷二十三「夜句茂多免」条)

② 楯縫郷郡家東北卅二里一百八十步布都

怒志命之天名楯直給之故云楯縫 (意宇郡楯縫郷条)

出雲國風土記曰意宇郡楯縫郷郡家東北卅二里一百八十步布都

怒志命之天石楯置給×故云楯縫 (『釈紀』卷八「天日隅宮」条

「天石楯事」)

③ 伊布夜社 (意宇郡伊布夜社条)

出雲國風土記曰意宇郡伊布夜社 (『釈紀』卷十四「言屋社」条)

④ 楯縫郡 / 所以号楯縫者神魂命詔吾十足天日栖

宮之縱横御量千尋×繼持与百×八十結々下与此天御量持与所

造天下大神之官造奉禱与御子天御鳥命楯郡為与天下給之尔時

退下來坐与大神宮御裝×楯造始給所是也仍主今楯梓造而奉出
皇神等故云楯縫(楯縫郡総記条)

出雲國風土記曰楯縫郡×所以号楯縫者神魂命詔吾十足天日栖
宮之縱横御量千尋栲繼持而百結八十結々下而此天御量持而所
造天下大神之宮造奉詔而御子天御鳥命楯部爲而天降給之尔時
退下來坐而大神宮御裝束楯造始給所是也仍至今楯梓造而奉於
皇神等故云楯縫(『釈紀』卷八「天日隅宮」条「大社製作事」)

⑤

自磯西方×窟戸高廣各六尺許窟
内在穴人不得入不知深淺也夢至此磯窟之邊者必死故俗人自古
至今号土黄泉之坂黄泉之穴也(出雲郡宇賀郷条)

出雲國風土記曰出雲郡宇賀郷自磯西方在窟戸高廣各六尺許窟
内在穴人不得入不知深淺也夢至此磯窟之邊者必死故俗人自古
至今号土黄泉之坂黄泉之穴也(『釈紀』卷六「泉津平坂」条)

その留意すべき相違箇所は次の十五ヶ所である。

- 1 芳×雲(倉野本①)
号出雲(『釈日本紀』)
- 2 八束水臣(倉野本①)
八束也臣(『釈日本紀』)
- 3 天名楯(倉野本②)
天石楯(『釈日本紀』)
- 4 直給之(倉野本②)
置給×(『釈日本紀』)

5 ×繼(倉野本④)
栲繼(『釈日本紀』)

6 繼持与、御量持与、為与、坐与(倉野本④)
繼持而、御量持而、爲而、坐而(『釈日本紀』)

7 百×八十結々下与(倉野本④)
百結八十結々下而(『釈日本紀』)

8 大神之官(倉野本④)
大神之宮(『釈日本紀』)

9 禱与(倉野本④)
詔而(『釈日本紀』)

10 楯郡(倉野本④)
楯部(『釈日本紀』)

11 天下(倉野本④)
天降(『釈日本紀』)

12 御裝×(倉野本④)
御裝束(『釈日本紀』)

13 主今(倉野本④)
至今(『釈日本紀』)

14 奉出(倉野本④)
奉於(『釈日本紀』)

15 ×窟戸(倉野本⑤)
在窟戸(『釈日本紀』)

「事例4」の「直給之」(倉野本②)について言及する。「楯縫郷」の地名由来として「布都怒志命之天石楯縫置給之故云楯縫郷」

「縫」と展開している箇所である。倉野本に「天名楯」とあるのは『釈日本紀』の「天石楯」が良く(事例3)、またこの「事例4」についても倉野本及び『釈日本紀』に「縫」字が落ちていたが、『萬葉緯』本に「縫」字があるのが良い。「直」字は「置」字と見るのが良い箇所である。日本古典文学大系本も日本古典全書本も「縫置給之」と認定している。ところが、田中氏校訂本(注18)は「縫直給之」とし「縫ひ直し給ひき」と訓んでいる。新編日本古典文学全集本や講談社学術文庫本(注19)・山川本(注20)もこれに拠り「縫ひ直し給ひき」とした。「直」の字は本来「まっすぐにする」「のぼす」の意の漢語であり、補修の意味は存在しない。また倭ことばとしての形容詞「なほし」も「まっすぐである」「正しい」の意である。ただし、「直」字で「なほす」意の用例がないかという点、

次將矯其枉而生神號曰神直日神神代紀第五段一書第六、注21

とあり、上の「將矯其枉」と照応してこの神名「神直日神」の「直」は倭奥の「なほす」という用法と認定してよく、こうした倭用法が上代に存在することが確かめられる。またこの「事例4」の「給」字も補助動詞としての「たまふ」であり、倭奥用法である『出雲國風土記』に倭用法が多いことは指摘されることである。しかしながら、この『出雲國風土記』の箇所は「縫って安置した」の意と見て「縫置」とするのが良からう。判断のむつかしいところではあるが、『釈日本紀』の「残存本文」を探るのが良いと見られる。なお参考までに言及すると、「布都怒志

命」は諸本がこの用字であるが、日本古典文学大系本は下文(山國郷巻)に拠ったのであろう、「布都努志命」としている。次に「事例7」を見よう。この箇所は、諸本一致せず、

A 百八十結々下与(倉野本・細川家本・日御碕本・抄本、注22)

B 百結結八十結結而(『萬葉緯』本④)

C 百結八十結々下而(『釈日本紀』)

となっている。Aの「与」は、倉野本・細川家本・日御碕本と一致してはいるが、その草字形が「而」と似るところからの誤字であり、このことは「事例6」や「事例9」に顕著である。これは『萬葉緯』本や『釈日本紀』の「而」に訂して良い。最近の本文とその訓みは次のようになっている。

a 百八十結々下而(日本古典全書本・新編日本古典文学全集本・講談社学術文庫本・山川本)

百八十結ももやそひびひにひ結むすびむす下くだけて、

(日本古典全書本・新編日本古典文学全集本)

百八十結ももやそひびひ結むすびむす下くだけて、(講談社学術文庫本)

百八十結ももやそひびひにひ結むすびむす下くだれて、(山川本)

b 百結結八十結結下而(日本古典文学大系本・田中校訂本)

百結ももやそひびひ結むすびむす下くだけて、(日本古典文学大系本)

百結ももやそひにひ結むすびむす、八十結ももやそひにひ結むすびむす下くだけて、(田中校訂本)

aはAの本文の「与」を「而」と訂したものであり、bは『萬

葉緯」の本文に他本にある「下」字を補った本文である。今のところCの本文を探るものはない。この箇所は、a・b・Cのいずれも訓読という上からは可能であり、本文の認定については目下のところ決め手がない現状である。ただ、B・bの「百結八十結」の「結」は重点表記による「結々」の可能性がある。A・Cは「八十」の下が「結々」になっていると共に、重点表記の「百結々」の場合、Bの「百結結」とCの「百結」はその本文がより近くなってくる。文字数から見るとCの「百結八十結々下而」の八字句が原姿である可能性があるとこの指摘をしておく。

なお、テキストが異なるので参照以上の何ものでもないが、『日本書紀』の一書には次の一文があることが知られている。

又汝應住天日隅宮者、今當供造、即以千尋榜繩、結爲百人十紐。其造宮之制者、柱則高大。板則廣厚。…中略…又供造百八十紐之白楯。又當主汝祭祀者、天穗日命是也。

(神代紀下、第九段一書第二)

「事例15」については、叢書稿で言及した。

注

- 1 神田典城氏編『風土記の可能性』上代文学会叢書(笠間書院、二〇〇七年三月刊行予定)。
- 2 新編日本古典文学全集本『風土記』の「逸文」の部の「解説」を書く段になって、改めて気付いたことであったが、「逸文」という語はよく使用される学術タームでありながら、諸書を博搜したつもりであるが、

その語の概念規定を私は見出すことが出来なかった。そこで私はまず「逸文とは」という形でこの語の概念規定から書き出したのであった。3 「残存本文」の確認は、荊木美行氏「風土記逸文一覽」(『風土記逸文の文献学的研究』皇學館出版部、二〇〇二年三月)によった。

4 三條西家本『播磨國風土記』(古典保存会、山田孝雄氏解説、一九二六年六月。天理図書館善本叢書『古代史籍集1、八木書店、一九七二年七月)。

5 前田家本『釈日本紀』(前田育徳会尊經閣文庫編『重要文化財釋日本紀』吉川弘文館、一九七五年二月。尊經閣善本影印集成27・28・29『釈日本紀』八木書店、一一二〇〇三年六月、一二二〇〇四年三月、三一二〇〇四年一〇月)。

6 仁和寺本『萬葉集註釈』(京都大学文学部国語国文学研究室編『仁和寺藏萬葉集註釋』臨川書店、一九八一年五月)。

時雨亭本『萬葉集註釈』(冷泉家時雨亭叢書39『金沢文庫本万葉集卷第十八/中世万葉学』朝日新聞社、一九九四年一〇月)。

7 印融筆本『塵袋』(日本古典全集、山田孝雄氏解題、正宗教夫氏編『塵袋』日本古典全集刊行会、上11一九三四年一月、下11一九三五年一月。山崎誠氏編『印融自筆本重要文化財塵袋とその研究』勉誠社、一九九八年二月)。

8 猪熊本『肥前國風土記』(貴重圖書複製会(私家複製)、一九三二年。猪熊信男氏蔵本)。なお、『肥前國風土記』については次の文献がある。参照されたい。

林崎治恵氏『肥前風土記纂註』の風土記本文(『風土記研究』第一六号、一九九三年六月)。

- 藤井恵子氏「校本『肥前国風土記』実観本」『風土記研究』第二〇、二一、一九九五年六月、同年一二月。
- 植垣節也氏「真風本『肥前国風土記』」『風土記研究』二二、一九九五年一二月。
- 9 時雨亭本『袖中抄』(冷泉家時雨亭叢書36『袖中抄』朝日新聞社、二〇〇三年六月)。
- 10 時雨亭本『詞林采葉抄』(冷泉家時雨亭叢書78『詞林采葉抄』人丸集朝日新聞社、二〇〇五年六月)。他に手にし易い本として藤波本がある(片桐洋一氏監修、ひめまつのか編輯『詞林采葉抄』大学堂書店、一九七七年三月)。今は時雨亭本によった。藤波本については、小倉慈司氏に言及がある(書評と紹介「上代文献を読む会編『風土記逸文注釈』、『日本歴史』六四六号、二〇〇二年三月)。
- 11 時雨亭本『豊後国風土記』(冷泉家時雨亭叢書47『豊後国風土記』公卿補任)朝日新聞社、一九九五年六月)。
- 12 植垣節也氏「豊後国風土記四本集成」『風土記研究』第八号、一九八九年一二月)。植垣氏はこの段階で時雨亭本に言及はするが、その当時、時雨亭本は披見困難な書であった。
- 13 廣岡義隆「風土記の原形態について」『國語と國文學』第八一卷第一号、二〇〇四年五月)。
- 14 瀬間正之氏「豊後国風土記」・『肥前国風土記』の文字表現」『上智大学国文学科紀要』第三二号、二〇〇五年三月)。
- 15 林崎治恵氏「常陸国風土記四本集成」『風土記研究』第一〇一、一一一、一九九〇年一〇月、一九九一年六月)。
- 16 仁和寺本『萬葉集註釈』第五及び第六には該当個所が確認出来ない。
- 今井似閑自筆本『萬葉緯』十八(諸書風土記)の「常陸國」条に「同註釈(『仙覚萬葉註釈』第五)所引として載る。
- 17 秋本吉徳氏『出雲国風土記諸本集』(勉誠社、一九八四年二月)が収載している四本の中に「倉野本出雲国風土記」がある。今、その写真版によった。
- 18 田中卓氏「校訂・出雲国風土記」(出雲大社刊『出雲国風土記の研究』一九五三年七月)。今は、その後の一部手を加えて収められている田中卓著作集8『出雲国風土記の研究』(国書刊行会、一九八八年五月)によった。
- 19 荻原千鶴氏『出雲国風土記全訳注』学術文庫(講談社、一九九九年六月)。
- 20 沖森卓也氏・佐藤信氏・矢嶋泉氏編著『出雲国風土記』(山川出版社、二〇〇五年三月)。
- 21 『日本書紀』の卷一・二は、森博達氏の指摘する倭習に満ちたβ群に属している(森博達氏『古代の音韻と日本書紀の成立』大修館書店、一九九一年七月)。
- 22 細川家本・日御碕本・『萬葉緯』本は注17で示した『出雲国風土記諸本集』により、「抄本」(『出雲国風土記抄』は島根大学図書館蔵桑原文庫本の四冊本の方により、岩下武彦氏解題『出雲国風土記抄』(国文学研究資料館データベース「兼永本古事記・出雲国風土記抄」C・D・R・M、岩波書店、二〇〇三年三月)に依拠した。

* 当稿中、「早」の字については、「今昔文字鏡」によって示した。

「ひろおか よしたか 本学教員」